

株式会社三十三銀行との「民事信託(家族信託)」業務提携のご報告

2024年9月10日

認知症による資産凍結リスクに備えるために民事信託(家族信託)を活用する金融機関をサポート

ファミリアグループ(株式会社ファミリア/本社:名古屋市中区、代表取締役:金子英之、以下「ファミリア」)は高齢化が進む社会における相続や認知症へのそなえとして近時お客さまの注目が高まる、「民事信託(家族信託)」ニーズへの対応を強化するため、株式会社三十三銀行(本社:三重県四日市市、取締役頭取:道廣剛太郎、以下「三十三銀行」)と民事信託(家族信託)・相続関連業務に関して、下記のとおり業務提携を行いましたので、お知らせします。

記

■業務提携に至った背景

人生100年時代といわれる日本の超高齢化社会。元気なシニアライフを送りたいと皆さまが思う一方で、長生きによって発生する「様々なリスク」が社会問題となっています。

特に、高齢化や認知症によって銀行口座や不動産などの多くの資産が凍結されているという問題が深刻化する中、民事信託(家族信託)は、柔軟な財産管理と承継を実現する有効な手段として注目されています。

ファミリアでは三十三銀行のお客さまに対して、当社の専門知識と豊富な経験を活用した質の高い民事信託(家族信託)サービスを提供し、これらの社会問題の解決に一層取り組んでまいります。



■株式会社三十三銀行との業務提携内容

提携社名	提携業務内容
株式会社ファミリア	・民事信託(家族信託)契約書組成コンサルティング ・資産承継に関するコンサルティング
税理士法人ファミリア	・相続税申告サービス

■今後の展望

今回の提携を通じて、当社は三十三銀行のお客さまに対して、より多様で高品質なサービスを提供することが可能となります。今後もお客さまの多様なニーズに応えるべく、信託業務の拡充とサービスの向上に努めるとともに、高齢化や認知症による資産凍結などの社会問題の解決に貢献してまいります。

■ファミリアグループ概要

ファミリアグループは名古屋に本社を置く土業グループです。司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、宅地建物取引士の資格保持者を多数抱えており、登記や測量に関するご相談から、生前対策、相続手続きまで各資格者が連携してワンストップでサービスの提供をさせていただいております。

さまざまな資格者との連携が重要な「民事信託(家族信託)」をはじめとする相続関連業務にも早期から取り組み、豊富な実績がございます。



司法書士法人 土地家屋調査士法人 行政書士法人 税理士法人
株式会社ファミリア ファミリアホームサービス株式会社



本件に関するお問い合わせ先

ファミリアグループ 〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目3番18号 エターナル北山ビル 7F

広報担当：真瀬

TEL: 052-228-7535 / E-mail: kanri@touki.bz

【ファミリアグループ公式サイト】 <https://touki.bz/>

